



贈答品、接待、食事、旅費に関する指針

基本指針の表明：

業務の遂行過程で、贈答品、接待、食事、旅費が授受される場合があります。こうした形で業務上のもてなしを授受することで、ビジネスパートナーとの関係を強め、3M製品に関する情報を提供できます。所定の制限の範囲内で行われている限り、こうした活動は今なお合法的で適切な業務慣行です。顧客、パートナー、政府関係者、医療従事者（HCP）に対応する際、従業員は、贈答品の申し出と授受、食事や接待の提供、旅費の負担について、それらが妥当な金額の範囲内で、受領者の自国の法律や企業規則に準拠して行われるよう配慮する必要があります。また、受領者の行動や意思決定に不当な影響を及ぼす不正な意図の下で行われないこと、かつ頻繁に行われないことを徹底する必要もあります。

この指針に基づき第三者に提供される贈答品や接待は、これらを提供した3Mの事業部門または子会社の帳簿や記録に適切に反映されなければなりません。

目的：

この指針は、3Mがこれら合法的業務慣行を3Mの行動規範に沿って行うこと、あらゆる適用法規を遵守すること、およびこれらに要した費用を反映した正確な帳簿・記録が保たれることを徹底することに役立ちます。

この指針は、3Mの全従業員に一律に適用されるとともに、3Mの業務を代行する者に適用される場合があります。第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

その他のガイドライン：

- 業務上のもてなし：この指針では、贈答品、食事、旅行の機会（旅費）、接待を「業務上のもてなし」と呼びます。「贈答品」とは、贈答品、謝礼、厚意、恩恵、割引、猶予、その他の金銭的価値を持つ有形・無形の品目を意味し、受領者がその公正な市場価値を支払うことがないものを指します。「贈答品」には、食事、飲み物、接待および娯楽（チケット、パス等）、サービス、研修、交通手段、割引、販促用品、宿泊、ギフト券、くじの当選景品なども含まれます。
- 3Mの従業員は、法律、規制、契約・合意、市場での妥当な習慣に違反する業務上のもてなしを授受してはなりません。
- 3Mの販促用のラベルが付いた大量生産品で、私的な利用を意図した贈答品は、通常適切と考えられます。
- いかなる業務上のもてなしも事業部門の帳簿と財務記録に正しく記録する必要があります。こうした記録は、3Mの各事業部門の定めるあらゆる方針を遵守しなければなりません。
- 業務上のもてなしの授受が適切であるか否かを判断する際、従業員は以下のすべての要素について検討する必要があります。
 - 該当する業界・国の贈答慣習と比べてどのくらいの価値があるか
 - 法律または規制上の制限の有無
 - 当該年における当該人物／事業体との業務上のもてなしの授受の総額

- 3M従業員の社内での職位にとって、その業務上のもてなしは適切なものであるか
- 業務上のもてなしを授受する相手との良好な取引関係の構築に対する当該もてなしの影響
- 授受の相手が当該業務上のもてなしについて、金額的にも量的にも妥当なものと考えるか、それとも贅沢なものとするか
- この指針は、個人的資金や資産を用い、かつ会社に払い戻しを求めない場合にも適用されます。3Mのために業務上のもてなしを提供するものと見なされる可能性がある場合は、常にこの指針に従う必要があります。
- この指針において過剰と見なされる可能性がある業務上のもてなしを申し出る予定である場合、または申し出を受けた場合は、従業員は直属のスーパーバイザーから承認を得る必要があります。当該スーパーバイザーは、事業部門の法務部担当者、エシックス・コンプライアンス部門、および／または政府契約コンプライアンス担当者に相談する必要があります。
- スーパーバイザーは、3Mの従業員が申し出るか提供した業務上のもてなしの妥当性を確認する責任を負います。費用伝票に対するスーパーバイザーの承認やその他の手段による承認が得られれば、スーパーバイザーが内容を確認して、当該業務上のもてなしを妥当と判断したことになります。スーパーバイザーは、十分な時間を割いて業務上のもてなしの詳細を把握し、承認するためのあらゆる現行プロセスに従うようにする必要があります。
- この指針において、「政府関係者」という用語は、広義には、以下のような個人を含みません。
 - 政府職員、あるいは選挙で選出または指名を受けた役人
 - 政党
 - 公職の候補者（現職でない場合も含む）
 - 政府または政府機関の職員（警察官、税務調査官、税関検査官）
 - 政府系（国公立）大学に勤務する大学教員
 - 公営・国営の医療制度（国立大学付属病院、政府の資金援助による歯科制度等）の下で勤務する医療関連スタッフ（医者、看護師、歯医者、医療事務員等）
 - 3Mと顧問契約を結ぶコンサルタント、講演者またはアドバイザーであって、政府職員である者
 - 3Mの研究助成金の恩恵を受ける政府職員
 - 国連、世界貿易機関、OECD、赤十字、米州機構、国際通貨基金、世界銀行などの公的国際機関の職員または従業員
 - 準公共機関、および完全または部分的に政府に所有または管理されている企業または機関の従業員
- この指針において、医療従事者（HCP）は、広義には、以下に該当する個人または団体を指します。（a）患者に対する医療サービスまたは医療用品の提供を許可または認可されている。（b）医療用品、医療技術、関連するサービスおよびソリューションを購入、処方、注文、推奨する意思決定に関与している。HCPには、個人の開業医（例：内科医、歯科医、矯正歯科医、看護師、薬剤師など）、医療提供機関（例：病院、外来手術センター、薬局、耐久医療機器サプライヤー）、購入、処方、政策立案の責任を担当する医療提供医機関の管理担当者（例：病院管理者および購入代理店、GPO（共同購買組織）、DSO（歯科医療組織））が含まれます。この定義においては、HCPが所有する医療業界に広く関与している事業体もHCPと見なす必要があります。この定義には、3Mの正規の従業員であり、その立場で行動している医療従事者は含まれません。

- 医療従事者（HCP）との間で授受される業務上のもてなしは、さらなるリスクを高め、法律で禁止されている場合があります。贈答品、食事、接待など、経済的利益や有価物の提供を含む、医療従事者との交流を管理する法規制、業界規範は複雑であり、国ごとに異なります。3Mは、医療従事者（HCP）との交流を管理するガイドライン体系を策定しました。世界の各地域と各国のいずれにも対応しています。適用される方針、手続き、規範を熟読し、十分に内容を把握してください。医療従事者との交流に関する方針を参照してください。不明な点があれば、医療コンプライアンス部門に相談し、指導を求めてください。
- 一般的に、ソフトドリンク、コーヒー、クッキー、果物、パン類、ドーナツなどの低額の食品や飲料は、食事と共に供されない場合やオープンbuffet形式で複数の人に提供される場合には、政府職員に対する業務上のもてなしとして許容されます。政府職員が払い戻しをする意図がある場合は、領収書を提供することができます。スタッフコントローラーか事業部門の担当コントローラーと連携して、政府職員の3Mへの支払を貸方に記入してください。
- 現金または現金等価物（ギフト券、商品券または割引券等）の授受は、ほとんどの場合、この指針の違反となります。限定的な特定の状況において、3Mの方針・手続きでは、特別な条件の範囲でこうした贈答品を容認しますが、従業員は、実際に行動する前に、事業部門の法務部担当者およびエシックス・コンプライアンス部門に相談する必要があります。確信が持てない場合は安全策を取り、こうした贈答品の授受を控えましょう。
- 市場での慣行や事業の状況に鑑み、金額や頻度が過剰な業務上のもてなしの授受は避けてください。こうした贅沢なもてなしは、ほぼ100%この指針に違反します。
- 3Mに関連する意思決定に不適切または不正な影響を与えることを目的としているか、そのように思われる業務上のもてなしの授受は避けてください。賄賂や裏金は違法でありこの指針に違反します。
- 受領者の所属企業や機関の方針に違反する業務上のもてなしの提供を申し出ないでください。
- 業務上のもてなしの提供を申し出た側の会社の代表者は、もてなしを受ける側の相手に同行しない接待・娯楽（スポーツイベント等）の授受を行わないでください。例えば、この指針では、3M従業員が同伴しないプロスポーツの試合のチケットを顧客に4枚提供する行為を禁じています。
- 米国における業務上のもてなしに対する連邦、州および地方政府の規制は複雑で、政府機関によって異なります。適用される法規制により明確に許可されている場合を除き、米国の政府関係者に業務上のもてなしを申し出たり提供したりしないでください。質問がある場合は、政府契約コンプライアンス部門または所属事業部門の法務部担当者に相談してください。また、贈収賄防止のための既定のデューデリジェンスや該当する子会社の承認プロセスを通じて承認が得られた場合を除き、外国の政府職員や代表者に対して業務上のもてなしの提供を申し出ないようにしましょう。制限を超えた業務上のもてなしの提供を申し出る行為は、当該もてなしの資金を賄う者が3Mか個人であるかに関わらず、犯罪行為となる場合があります。
- 政府職員が下す意思決定に対する見返りとして政府職員に業務上のもてなしを提供しないでください。



- 贈答品として提供されると、チャリティくじを引いたり景品を受け取ったりできない政府関係者で主に構成されている団体に対し、チャリティくじを実施したり、その他の「景品」を提供したりしないでください（例：国際警察署長協会会議の出席者にiPadをチャリティくじの景品として提供する）。

罰則：

法律および3Mの行動規範に違反した場合、解雇を含む懲戒処分にまで及びます。